

建築協定の運営は?

## 建築協定地区のみなさんで 運営委員会をつくり、運営にあたります。

建築協定は、地域のみなさんがルールをつくり、お互いに守っていくことを約束したものです。そのため、建築協定の運営についてはみんなで行っていくことになります。そのためには、協定参加者による運営委員会を設け、以下のような活動等を行っていくことになります。

### ① 建築工事の前に建築主や工務店等と事前協議

協定区域内の建築計画について、建築協定の内容に適合しているかどうかを事前にチェックします。  
(建築協定に適合しているかどうかは、建築確認を行う建築主事の確認対象ではありません)



### ② 建築協定についての啓発・広報活動

建築協定の制度や内容について、地域のみなさんの理解を深めるための活動を行います。

### ③ 違反があった場合の措置

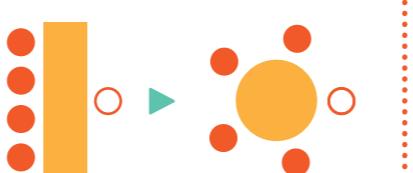
違反があった場合には、建築協定書に定められた「違反者への措置」に従い対処します。  
建築協定はお互いに守っていくことを約束した私法的な契約です。  
協定違反については、行政の指導や罰則の対象なりません。

### ④ 建築協定の更新作業

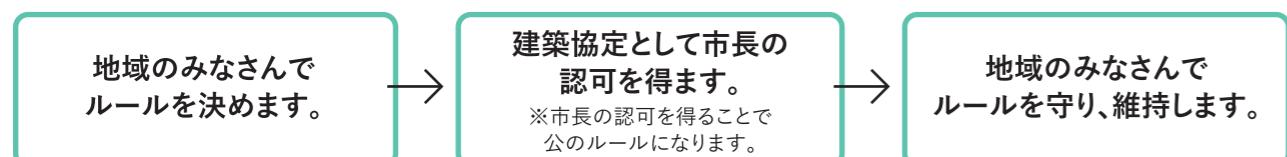
建築協定の更新時期や、建築協定を変更・廃止をしようとする場合に、地域の合意形成を図り、申請書類作成・提出等を行います。

#### 話し合いの時の ワンポイントアドバイス

地域で、建築協定の話し合いをする中では、意見が違う人も出てくるかもしれません。その場合、長四角の会議机に向かい合って座る反対者としてではなく、丸いテーブルと一緒に囲む隣人として、話をしてみましょう。少数意見にも耳を傾けながら合意形成をし、みんなで守ることができるルールをつけていく中に、建築協定によるまちづくりの本質があるはずです。



#### つくるからの運営するまでの流れ



建築協定の認可には、書類が整い、提出してから約3ヶ月必要です。  
協定締結をお考えの方は、時間に余裕をもってご相談ください。

お問合せ先  
神戸市 建築住宅局 建築指導部 建築安全課  
〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2-1-30三宮国際ビル5階  
TEL 078-595-6555 FAX 078-595-6663



City of Design  
KOBE

United Nations  
Educational, Scientific and  
Cultural Organization

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

神戸市広報印刷物登録 平成30年度 第676号 (広報印刷物規格B-1類)  
平成31年3月発行

## このまちが好きだから



地域に合ったルールを  
地域のみんなで考え、つくる、  
まちの建物のルール「建築協定」。

建物は、建築基準法や都市計画法などの基準に合わせて建てます。

しかし、それらは最低限の基準を全国一律に定めたものであり、

地域の事情や、みんなの希望をきめ細やかに

反映できない場合があります。

「建築協定」は、地域のみなさんが地域の特性等に基づき、

自ら設けることができるまちづくりのルールです。

ルールをつくり、協定を結ぶことで、より快適な住環境や、

魅力あるまちづくりへつながるかもしれません。

建築協定

快適な環境  
魅力あるまちづくり



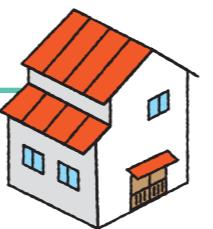
建築基準法(最低基準)

都市計画法(基本理念)

建築協定に参加するには?

## 土地の所有者などが協定を結ぶことができます。

建築協定を結ぶことができるは、土地の所有者と、建物を建てるため土地を借りる人(借地権者)などです。(建物を賃貸で借りる人(借家権者)は、建物を建てる権利がないため、原則対象外です。)



建築協定に定めることは?

## 以下の5つの項目を定める必要があります。

### ① 建築協定区域 ② 隣接地

建築協定を結ぶ区域を「建築協定区域」として定めます。  
合意されなかった区画のうち「隣接地」(※1)も定めることができます。

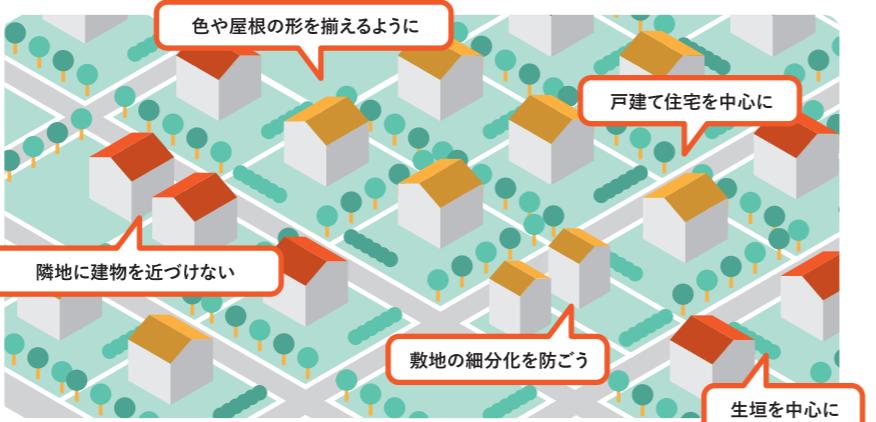


### ③ 有効期間

建築協定を、有効にする期間を定めます。  
(なお、有効期間満了後も建築協定を続けるためには、更新手続きが必要です。)

### ④ 建築物に関する基準

下記のうち、地域にあった基準を定めます。



### ⑤ 違反者への措置

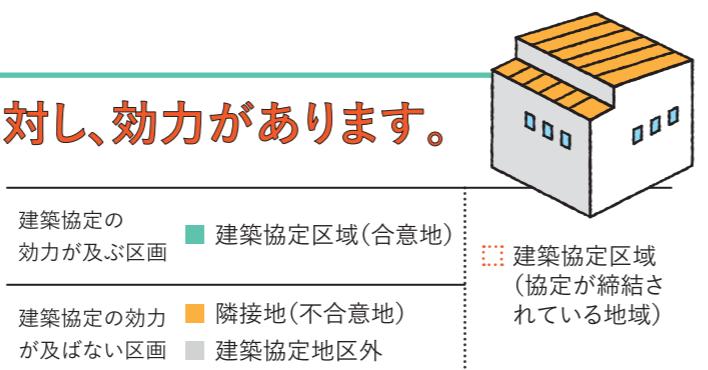
万が一、建築協定に違反があった場合の措置(例:是正の請求、裁判所への提訴など)を定めます。

※建築協定は、みんなで守ることができるルールを決めるため、違反のケースは少ないです。

建築協定の効力は?

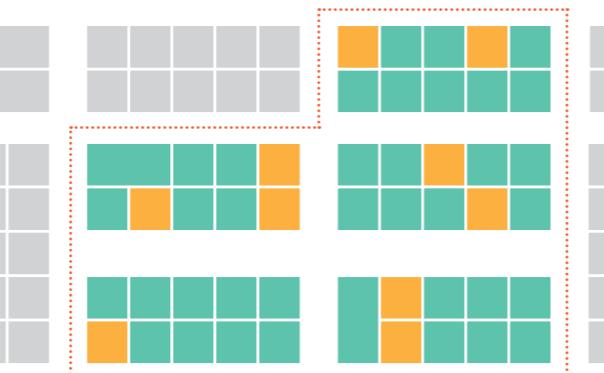
## 有効期間内において、合意した区画に対し、効力があります。

建築協定は合意された方同志のルールです。有効期間内であれば、合意されている区画については、売買等により土地の所有者が変わっても、新しい土地の所有者等に対してもその効力が及びます。



### ※1「隣接地」とは?

建築協定に合意されなかった区画を「隣接地」に指定することができます。隣接地に指定しておけば、将来的に建築協定に入れる意志を示された場合、簡単な手続きで建築協定に加入することが可能です。隣接地に指定していない不合意区画が協定に参加する場合、区域全員の合意が必要となります。



## 建築協定の例

※以下をすべて決める必要はありません。



「建築物の高さ」を建築協定で定めることで…

メリット  
屋根のラインが揃いやすいため、景観上優れている。  
高い建物が建てられないため、圧迫感が少ない。  
採光、通風を確保できる。

### CASE 1 建築物の高さ

建築協定の例

階数は、2階以下とする。



### CASE 2 建築物の用途

建築協定の例

用途を「1戸建て住宅」のみとする。

法令の基準(第1種低層住居専用地域)の場合

- |                |         |
|----------------|---------|
| ○ 共同住宅、寄宿舎、下宿  | ○ 教会    |
| ○ 事務所や店舗との兼用住宅 | ○ 診療所   |
| ○ 保育所、幼稚園      | ○ 老人ホーム |

建築協定があることで建てられない用途

「建築物の用途」を建築協定で決めることで…

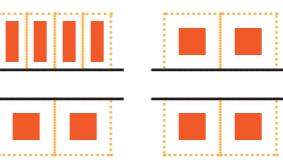
メリット  
建物の用途を限定するため、おちついた環境を確保しやすい。  
集合住宅や兼用住宅を規制することも可能。

デメリット  
時代のニーズにあった施設が建てられない場合もある。  
(福祉施設など)

### CASE 3 敷地面積の制限

建築協定の例

区画は締結時の区画とし、敷地を分割しない。



建築協定がないとき

建築協定があるとき

「敷地面積の制限」を建築協定で定めることで…

メリット  
敷地の大きさが揃いやすいため、ゆったりとしたまちなみを確保しやすい。  
小さな敷地の建物を規制することができる。

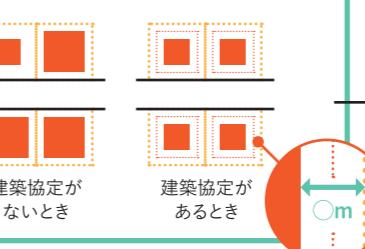
デメリット  
大きすぎる敷地は活用が難しくなる可能性もある。



### CASE 4 敷地境界から外壁までの距離

建築協定の例

外壁から、敷地境界線までの距離は○メートル以上とする。



建築協定がないとき

建築協定があるとき

「敷地境界から外壁までの距離」を建築協定で決めることで…

メリット  
採光、通風を確保できる。  
圧迫感がない、ゆとりある住宅地を確保しやすい。  
隣の家のプライバシーを確保しやすい。

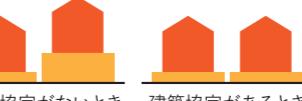
デメリット  
建物の設計の自由度が減る。



### CASE 5 地盤の高さの変更禁止

建築協定の例

地盤の高さは、締結における高さを変更してはならない。



建築協定がないとき

建築協定があるとき

「地盤の高さの変更禁止」を建築協定で決めることで…

メリット  
屋根のラインが揃いやすいため、景観上優れている。  
高い建物が建てられないため、圧迫感が少ない。  
採光、通風を確保できる。  
上からの視線が少ないためプライバシーを確保しやすい。